

「主な取組」検証票

施策展開	3-(3)-エ	情報通信基盤の整備		
施策	③情報通信基盤の高度化			
(施策の小項目)	○情報通信基盤の整備			
主な取組	離島地区情報通信基盤整備推進事業	実施計画 記載頁	201	
対応する 主な課題	○離島地域等の条件不利地域においては、地理的条件や採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化することが懸念されている。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	離島地区における都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の活用環境の形成を図るため、情報通信基盤の整備に取り組む。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	整備計画策定	海洋調査・設計	中継伝送路整備工事			→	県 民間通信事業者 市町村
				加入者系アクセス回線の整備			
担当部課	企画部総合情報政策課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
離島地区情報通信基盤整備推進事業	3,565,385 (717,300)	2,894,505 (645,572)	中継伝送路整備に係る調査設計業務(平成25年度より繰越)を完了し、中継伝送路整備工事の発注及び施工を行った。併せて国、県及び市町村で構成する「沖縄県情報通信基盤整備推進連絡協議会」を開催した。	一括交付金 (ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
-			-	-
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	<p>中継伝送路(海底光ケーブル)整備のための海底面調査、地質調査及び測量、光ケーブル敷設ルートや機器設計、陸揚室及び陸揚管路の設計等を完了し、海底光ケーブル及び伝送装置の製造、本島及び各離島の管路工事、局舎建設等に着手した。併せて「沖縄県情報通信基盤整備推進連絡協議会」を開催し、関係機関との情報共有及び連携強化に努めた。</p> <p>なお、調査設計業務の結果、海底ケーブルの敷設作業が台風の影響の少ない時期に限定されること等の理由により工程の見直しを行ったため、整備工事の工期を平成28年度までの3年計画に変更した。</p>			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
離島地区情報通信基盤整備推進事業	3,057,161 (596,648)	引き続き、中継伝送路(海底光ケーブル)整備工事の施工を行う。 離島地区の加入者系アクセス回線の整備に向け、関係機関との調整を行う。	一括交付金 (ソフト)

(3) これまでの改善案の反映状況

一部遅れが生じていた中継伝送路整備に係る調査・設計を完了し、工事発注を行った。
調査設計業務の結果、外部有識者による事業適正化委員会の意見も踏まえ、中継伝送路整備工事の工期を平成28年度までの3年計画に変更した。
国、県、市町村により構成する「沖縄県情報通信基盤整備推進連絡協議会」を開催し、関係団体との情報共有や連携を図ると共に、民間通信事業者の動向把握等に努めた。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
超高速ブロードバンドサービス 基盤整備率(離島)	62.9% (24年)	76.0% (25年)	76.0% (26年)	→	92.5% (26年)
状況説明	離島地区においては、平成26年度に新たに超高速ブロードバンドサービス基盤が整備された市町村はなく、基盤整備率の増減はない。今後、中継伝送路(海底光ケーブル)が整備されることにより、都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図る。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・本事業は電気通信事業を営むための専門性の高い特殊な事業であることから、外部有識者の意見を取り入れるための事業適正化委員会を設置しており、設計の段階から、海底ケーブルの敷設ルートや使用機器の仕様、積算方法、維持管理・運営に至る全般について本委員会で検証を行い事業を実施する必要がある。

・離島においては、ADSLを主体とした高速ブロードバンド環境は整備されているが、FTTHを主体とした固定系超高速ブロードバンド環境の未整備地域が多い。集落構成、人口や需要が少ないこと等の要因による採算性の問題から民間による自主整備が進んでいないのが現状である。これら地域については行政による支援を検討する必要がある。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・中継伝送路を活用し超高速ブロードバンドサービスを提供するには局舎から各世帯へのアクセス回線の整備が必要となる。技術の進展を踏まえながら、住民ニーズや採算性など各地域の実情に応じた整備を推進するために、国、県及び市町村や民間通信事業者等、関係機関で連携して取り組んでいく必要がある。

4 取組の改善案(Action)

・引き続き外部有識者による事業適正化委員会を開催し、通信事業者との協定、設備の貸与契約、使用許可の内容等について検証を行う。

・民間による情報通信基盤整備が進まない地域について対策を講じるため、国、県及び市町村や通信事業者等の関係機関で連携して、その課題や、整備手法、整備財源等について検討を進める。